

見附市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年11月25日(月) 午後3時
2. 開催場所 見附市役所 4階 大会議室
3. 出席委員 11名
1番 齋藤高央 2番 渡邊和明 3番 佐藤徹
4番 小林平仁 5番 三本友子 6番 齋藤義夫
7番 関谷常夫 9番 高橋行雄 10番 小杉義光
11番 櫻井政志 12番 山田久栄
4. 欠席委員 1名 三沢孝喜
5. 議事日程
 日程第1 会議録署名委員の指名について
 日程第2 報告1号 農地法第4条の規定による転用届出の受理について
 報告2号 農地法第5条の規定による転用届出の受理について
 日程第3 議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 議第2号 農地法第4条の規定による許可申請の許可について
 議第3号 農用地利用集積計画の決定について
 議第4号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について
6. 農業委員会事務局職員
 局長 北村保 次長 菊地民男 係長 菲澤亜紀子
7. 会議の概要

(午後3時 開会)

議長 (関谷会長) それではただ今から、令和6年11月の農業委員会総会を開会します。本日は、三沢委員より欠席の報告がありました。現在の出席委員は11名です。よって総会は成立しております。招集案内により出席していただいている、農地利用最適化推進委員におかれましては、地域の議案もありますので意見等ありましたら積極的な発言をお願いします。
はじめに、議事録署名委員の指名でございますが、議席番号、5番 三本友子 委員、6番 齋藤義夫委員の2名をお願いします。

議長 (関谷会長) 報告に入ります。「報告第1号 農地法第4条の規定による転用届出の受理について」事務局より報告願います。

菊地次長 申請地目は畑、面積合計15㎡です。転用目的は住宅敷地です。市街化区域内にある農地で、住宅地の中に位置しており、周辺地域に与え

る影響はないものと考え、審査の結果、適法な届出であると認められましたので、受理したものです。報告は以上です。

議 長 事務局からの報告が終わりました。質問等ございませんか。

議 長 質問、意見がございませんので、続いて、「報告第2号 農地法第5条の規定による転用届出の受理について」事務局より報告願います。

菊地次長 1番、申請地目は田、面積137㎡です。転用目的は水路施設敷地です。権利種別は売買による所有権移転です。

2番、申請地目は畑、面積274㎡です。転用目的は住宅建築敷地です。権利種別は売買による所有権移転です。

3番、申請地目は田、面積677㎡です。転用目的は住宅建築敷地です。権利種別は売買による所有権移転です。

1番から3番まで合計3筆、合計面積1,088㎡で、いずれも市街化区域内にある農地であり、周辺地域に与える影響はないものと考え、審査の結果、適法な届出であると認められましたので受理したものです。報告は以上です。

議 長 事務局からの報告が終わりました。質問等ございませんか。

議 長 質問、意見がございませんので、以上で報告を終わります。

(議題の宣告)
議 長 議事に入ります。「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」上程します。事務局より説明願います。

菘澤係長 1番、申請地目は田、面積は697㎡です。
譲渡人は高齢で耕作や管理は難しいため、農地を譲受けてくれる人を探しており、譲受人と話がまとまり売買するものです。
申請については、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。1番について、地区担当委員の山田委員より補足説明をお願いします。

山田委員 この辺一帯の基盤整備を進めていますが、譲渡人の農地がこの1筆だけ残っ

てしまって、本人も農地を手放したいと考えていました。譲受人は農地の場所からも近く管理もしやすいということで問題ありません。

議 長 事務局、地区担当委員の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。

小林平仁委員 譲受人はちゃんと耕作できるか心配な面がありますが大丈夫ですか。

山田委員 町内のほかの農地は管理されており、大丈夫だと思います。

議 長 それでは、質問、意見はございませんので、採決に入ります。「議第1号」について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、原案のとおり決定します。

(議題の宣告)

議 長 次に、「議第2号 農地法第4条の規定による許可申請の許可について」上程します。事務局より説明願います。

菊地次長 申請地目は田及び畑、他4筆、計5筆、面積428.58㎡です。申請人は所有している土地を確認したところ、農作業所と庭として使用している宅地の一部が農地地目であることが判明したものです。建物は昭和43年頃に建築され先々代から56年以上使用されています。立地基準は住宅が連坦する区域内の農地で宅地化の状況などから第3種農地と判断されます。

資料として位置図、更正図の写し、土地改良区からの意見書、地元農家組合長から農地転用に関して支障がない旨の同意書等を添付してありますので、ご確認をお願いします。説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。地区担当委員の小林仁志委員より補足説明をお願いします。

小林仁志委員 先代以前から農地ではなく、作業場や住宅の敷地という感じで使用してきていたのでよくわかっておらず、本人も申し訳ないと言っていました。周囲には特に問題もなく、問題もないと思いますのでよろしくをお願いします。

議 長 事務局、地区担当委員の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。

議 長 質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議第 2 号」について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、原案のとおり決定します。

(議題の宣告) 次に、「議第 3 号 農用地利用集積計画の決定について」上程します。

議 長 説明に入る前に、見附市農業委員会会議規則 第 14 条の規定に基づく議事参与の制限により、私、関谷は、当該議案の審議終了まで退席します。私が退席の間は、見附市農業委員会会議規則 第 5 条第 2 項により、議事進行を佐藤代理から務めていただきます。佐藤代理、よろしく申し上げます。

(関谷委員 退席)

佐藤代理 議長に指名されました、佐藤です。議事進行につきましては、ご協力お願いいたします。それでは「議第 3 号」について、事務局より説明願います。

菫澤係長 1 ページ目、農用地利用集積計画による所有権移転です。
1～1 番、他 1 筆、地目は田、合計面積は 3,240 m²です。譲渡人は農地を相続しましたが、県外在住で耕作や管理もできないため、農地の拡大を希望している譲渡人と話がまとまったものです。
1～2 番、地目は田、面積は 10,488 m²です。譲渡人は農地を整理したいと思っており、譲渡人と話がまとまったものです。
1～3 番、他 1 筆、地目は田、合計面積は 22,337 m²です。譲渡人は農地の整理を希望しており、農地の拡大を希望している譲渡人と話がまとまったものです。
2 ページから 17 ページまで、始期が令和 7 年 2 月 1 日からの利用権設定です。18 から 21 ページはそれ以外の新規の利用権設定です。
相対の利用権の合計は 171 筆、合計面積は 304,767.89 m²です。
続いて 22 ページからは、農地中間管理事業である新潟県農林公社による集積一括方式の利用権設定です。
利用権の設定は 11 筆、合計面積は 53,582 m²です。
これらは農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規

定による、要件を満たしており、適切であると考えます。説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。1-1 番について、地区担当委員の平井委員より補足説明をお願いします。

平井委員 譲渡人は農地を相続しましたが、県外に在住しており、こちらでの農地の管理は難しく、譲受人は今年から息子さんも農業を始めて、農地の拡大を考えている方で問題ありません。

佐藤代理 次に、1-2 番については、地区担当委員の齋藤義夫 委員より補足説明をお願いします。

齋藤委員 譲渡人は今まで農業を頑張ってきた方ですが、農地の整理をはじめようとしており、譲受人は後継者もあり、農地を取得してやっていくつもりの方で問題ないと思います。

佐藤代理 次に、1-3 番については、地区担当委員の鈴木 委員より補足説明をお願いします。

鈴木委員 譲渡人は高齢で農地の整理しようとしていたところ、農地の拡大を希望している譲渡人と話がまとまったもので、問題ありません。

佐藤代理 事務局、地区担当委員の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。

佐藤代理 質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議第 4 号」について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、原案のとおり決定します。

(議題の宣告)
佐藤代理 次に、「議第 5 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」上程します。「議第 5 号」についても、議事参与の制限により、関谷委員は退席のため引き続き議事を務めさせていただきます。
それでは事務局より説明願います。

菫澤係長 促進計画の作成については、農業委員会から意見を聴くこととされていますので、市から農業委員会の意見が求められているものです。受け手側の変更があったため、移転による促進計画です。
利用権の移転は 10 筆、合計面積 35,361 m²です。
農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしており、適切であると考えます。説明は以上です。

佐藤代理 事務局の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。

佐藤代理 質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議第 5 号」について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、原案のとおり決定します。
退席委員の関係案件が終了しました。皆様のご協力により、議事進行を滞りなく終えることができました。ありがとうございました。それでは、退席された、関谷委員は入室をお願いします。

(関谷委員 入室)

(閉会宣告)
議長 本日の日程は全て終了いたしました。以上で令和 6 年 11 月の農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 3 時 30 分 閉会)

議事録に相違ないものと認め、ここに署名致します。

議 長 _____

署 名 委 員 _____

署 名 委 員 _____

議事録調製者（係長） _____